

## 太陽光発電設備等の設置に係る景観形成基準

区分		景観形成基準	伝統環境保存区域	景観形成区域 (伝統環境保存区域以外)	重要広域幹線景観形成区域、 その他の区域
建築物	形態・意匠	太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう	努める。		
		太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、建築物本体と一体的に見える形態とすることを	原則とする。	基本とする。	
		太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁と	調和するものとする。		
	色彩	太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとする	原則とする。	基本とする。	
		太陽光発電設備等を外壁に使用または設置する場合は、パネルの色彩を、その他の外壁の色彩と	調和するものとする。		
		太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に	努める。		
工作物	配置	太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間・施設から望見できる場所には設置しないよう	努める。		
		地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間・施設側に設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう	工夫する。		
	形態・意匠 色彩	太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、	建築物の基準に準ずる。		